

まだまだ暴力団は生きている

平成28年 No. 199

暴 追 か わ ら 版

(公財) 青森県暴力追放県民センター

～ 暴力団と交際しない! ～

相談電話017-723-8930

ブラック企業からホワイト化へについて

暴力団から何も無いのに因縁をつけられたり、少しのミスにつけ込まれ、「誠意を見せろ」などと、金銭を要求される不当要求行為は、攻撃型の暴力団の資金獲得活動であります。このような不当要求に対しては、「断固拒否!」が、その基本であります。不当要求をされるのではなく、お互いに持ちつ持たれつで交際する、いわゆる「暴力団とつきあう」ことでも企業に大きな不利益を及ぼすことになるのです。

例えば、

- 会社の幹部が暴力団と度々会食する
- 暴力団とゴルフをする
- 暴力団から融資を受ける
- 暴力団の経営する会社と取引がある
- 会社で将来トラブルが発生したときに

解決を図ってもらうため度々金銭を与えている

など、このようなことが「暴力団とつきあい」があるということになります。

このようなことを理由として、金融機関や取引先から、口座開設や融資の拒否、業務契約の取り消しなどの不利益が生じてくるのです。

暴力団と交際することにより、会社の業務遂行に大きな不利益を背負うことになり、そして、そこから暴力団を排除し信頼を取り戻すためには、大変な時間と苦勞をとらなければならないこととなります。事例を見てみましょう。

ゴルフしようぜ!



◎ 事例 1 [取引の相手方が暴力団関係者であった事例]

ある会社が複数の金融機関から口座開設を拒否されました。その理由は、この会社が取引を行っている相手が暴力団関係者であることが判明し、これを知った金融機関が口座開設申込みの会社は暴力団とつきあいがあると判断したためでした。つまり、取引相手が暴力団関係者であればその会社と取引をしてはいけないということになります。

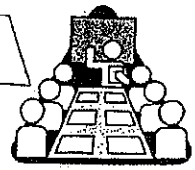
会社としては死活問題であり、何とか金融機関に口座開設を承諾してもらうため、弁護士を立ててブラックからホワイト化を図ったわけでもあります。

具体的には、

- 暴力団関係者との契約を速やかに解消した

- 相手が暴力団関係者であることを知らなかったことを証明をした
 - このような取り組み後、暴力団関係者との取引その他関係を一切遮断していること
- などを調査報告書にまとめ金融機関に取引再開を要請し、ようやく認められたというものです。

断固
拒否!



◎ 事例 2 [会社の幹部が暴力団関係者と交際していた事例]

某県警は、ある会社の代表取締役が知り合いの暴力団関係者から金銭の借り入れをしている事実があるとのことで「反社会的勢力と関係を有する会社」と認定しました。このため、県や市はこの会社に対し公共工事からの指名停止処分を行ったわけです。このままでは仕事もとれず会社が潰れてしまう、もう一度、指名入札に参加できるようにしなければと次のことを行って、ホワイト化を図ったのです。

- 暴力団関係者と交際のある代表取締役を代表取締役のみならず取締役からも退任させた
- 株主からも排除し、会社との関係を完全に遮断した
- 反社とは全く関わりのない新代表取締役を就任させた
- 新代表取締役が「暴力団排除宣言」をし従業員はもとより取引先など外部にも周知徹底した
- 暴追センターへ講師派遣依頼をし、全取締役、全従業員に暴排講習を行った
- 弁護士、税理士を顧問として反社との関係遮断の状況を継続的に確認する体制を作った
- その上で、第三者委員会に民暴弁護士の派遣を依頼し、反社との遮断状況を確認してもらった

シャットアウトだ!



この結果、県警は指名停止処分後、県や市に対し「反社との関係は解消されたことを確認した。」と通告し、会社は再び各公共工事の指名入札に参加できるようになったのであります。

2つの事例を紹介しましたが、このほかにも暴力団関係者等と交際を持ったことで不利益を受けた多くの事例があります。

このように暴力団関係者等からの不当要求を防止するだけでなく、暴力団そのものあるいは暴力団とつきあいのある者との契約などにより、会社の信用はなくなり、これまで長年かけて築きあげた信頼は一瞬にして崩れてしまうのです。

まずは、会社の役員はじめ全職員にそのような者がいないか、取引の相手は大丈夫なのか等々、今一度検証するとともに、全役員職員に対する指導教養を実施し企業防衛に努めて下さい。そのためにも不当要求防止責任者講習を是非受講していただきたいと思います。